



平成18年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 モ リ タ
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 新村 鋭男
(コード番号：6455、東・大証第1部)
問 合 せ 先 執行役員 総務部長 岩室 敏彦
(TEL 06-6756-0102)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は180,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>2. 当社は1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は180,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>2. 当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>单元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1单元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株券の種類)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、单元未満株式の買取及び買増しその他株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、单元未満株式の買取及び買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の株券の種類、株主（<u>実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>）の氏名等株主名簿記載事項の変更、单元未満株式の買取及び買増しその他株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(基準日) 第 1 2 条 当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(新 設)</p> <p>(招 集) 第 1 3 条 定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。ただし、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p>	<p>(单元未満株式の買増請求) 第 1 1 条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(基準日) 第 1 2 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招 集) 第 1 3 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会ごとに委任状を当会社に差し出さなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は株主総会でこれを選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会ごとに委任状を当会社に差し出さなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 (削 除)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第21条</u> 当会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役中より会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第20条</u> 当会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役中より会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p><u>第22条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第21条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第23条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第22条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第24条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第23条</u> (現行どおり)</p>
<p>(議事録) <u>第25条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第26条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第24条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報 酬) <u>第27条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p><u>第28条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第25条</u> (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) <u>第29条</u> 監査役は株主総会でこれを選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p>	<p>(監査役の選任) <u>第26条</u> (削 除)</p> <p>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第35条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金) <u>第36条</u> 利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当) <u>第37条</u> 当社は取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当という。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(利益配当金等の除斥期間) <u>第38条</u> 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(剰余金の配当) <u>第32条</u> 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己株式の取得) <u>第33条</u> 取締役会の決議により市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第34条</u> 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>

以上